

記入例(本様式は、生殖機能温存を行う医師が記載します。)

若年がん患者等生殖機能温存治療費実施証明書
(生殖機能温存治療分)

若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業交付要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、生殖機能温存治療(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

2021年10月1日	証明書を作成した日付	
・手書きする場合は、ボールペンなど筆跡が消えない筆記具で記入してください。 ・誤記入箇所は、二重線で訂正してください。	医療機関の所在地	東京都新宿区西新宿2-8-1
	医療機関の名称	〇〇病院
	診療科	婦人科
	生殖機能温存治療主治医氏名	×× △△ (自署)

生殖機能温存治療を受けた者	ふりがな	とうきょう はなこ	
	氏名	東京 花子	
	生年月日・性別等	1986 年 7 月 1 日生 男・ <input checked="" type="radio"/> 女	
若年がん患者等生殖機能温存治療費助成事業の指定か。		「いいえ」の場合は助成を受けることができません。	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ
生殖機能温存治療について療機関名と当該医師名		紹介元の医療機関名称、原疾患主治医のお名前を記載ください。 院内他科からの紹介の場合も記載をお願いします。	医療機関の名称 (××病院) 原疾患主治医の氏名 (〇〇 □□)
東 又は		・今回が何回目の申請か、当てはまる選択肢に○を付けてください。 ・患者が東京都以外の道府県で、過去に本事業助成を受けている場合は、助成を受けた道府県名を記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください)	<input checked="" type="radio"/> 1 回目の申請 <input type="radio"/> 2 回目の申請 (1回目の申請は東京都) <input type="radio"/> 3 回目の申請 (1回目の申請は他の道府県) →道府県名 { }
治療方法	I	男性へ生殖機能温存治療を実施した場合は、こちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。)	
		1 精子凍結保存	生殖機能温存治療開始日 (年 月 日) 凍結保存日 (年 月 日)
	II	女性へ生殖機能温存治療を実施した場合はこちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。)	
		<input checked="" type="radio"/> 1 胚(受精卵)凍結保存	生殖機能温存治療開始日 (2021年9月1日) 凍結保存日 (2021年9月15日)
2 未受精卵凍結保存		生殖機能温存治療終了日 (2021年9月15日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)	
III	3 卵巣組織凍結保存	実施医療機関 (××病院)	
I、II以外で他医療機関依頼(※2)		・精巣内精子採取術など、一連の治療内容のうち、他医療機関に紹介して実施したものがあ る場合には、記載してください。	
他医療機関への依頼		あり ・ なし	院外処方
医療機関名 ()		あり ・ なし	
依頼内容 ()		上記の医療費について、今回の領収金額に	
		含む ・ 含まない	
領収金額合計		患者に交付した領収書記載の金額(税込)を記載してください。 360,000円 (内訳は裏面のとお)	
備考(※3)			

※1 原疾患の治療に際して行われる、精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。
 ※2 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、主治医が患者から治療費として支払った領収書の提出を受け、領収金額を記載してください。
 ※3 生殖機能温存治療が正常に行えなかった等の治療内容に係る留意事項は備考欄に記載してください。

領収金額 内訳証明書

項 目	費 用
精子、卵子又は卵巣組織の採取に要した費用（検査や排卵誘発剤代などを含む。）	200,000円
胚（受精卵）を凍結保存する場合の受精に要した費用（受精料、培養料など）	100,000円
凍結保存に要した費用（凍結処置料、初回の凍結保存料など（更新料は含まない。））	60,000円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
合 計	360,000円

助成対象となる金額の合計額を記載してください。

治療期間
2021年 9月 1日～ 2021年 9月 15日

生殖機能温存治療開始日及び生殖機能温存治療終了日を記載してください。

領収金額に関する問合せ先	
担当課	医事課
担当者	××
電話番号	03 — 1234 — 5678

- ・ 助成対象となる費用のみを計上してください。
- ・ 助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる生殖機能温存治療に要する費用のうち、精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- ・ 助成の対象となる費用は、生殖機能温存治療及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び患者が都外に居住する間に受けた治療費は対象外です。また、初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用について助成を受ける場合は、原疾患治療終了後に別途申請の必要があります。
- ・ 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、主治医が患者から治療費として支払った領収書の提出を受け、領収金額を記載してください。